



2020 再計発第 317 号

2021 年 1 月 29 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏



再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009165号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の一部を別添のとおり変更する。

別添 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

令和2年8月26日付け原規規発第2008261号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえ、新規制基準への対応を反映する。新規制基準への対応反映については、2段階の変更を計画しており、今回は、工事等が必要な設備による対応を要しない運用について反映する。

なお、設備対応の目処が立った時点で、設備対応が必要な事項等を反映する第2回の変更申請を実施する。

(1) 火災発生時の体制の整備の追加

火災が発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

(2) 火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加

巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

(3) 火山影響等発生時の体制の整備の追加

火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

(4) その他自然災害発生時の体制の整備の追加

廃棄物管理施設内においてその他自然災害が発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備（職務の明確化を含む。）を追加するとともに、その実施基準として、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」を追加する。

(5) 安全避難通路等に係る措置の追加

安全避難通路を整備し、避難用照明の配備を追加する。

(6) 通信連絡に係る手順整備の追加

安全設計上想定される事故が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送の異状時の対応に関する手順の整備を追加する。

(7) 管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加

管理区域の線量当量率等を管理区域入口付近へ表示することを追加する。

(8) 従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示の追加

測定した放射性物質の濃度等又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が認識できる場所に表示することを追加する。

(9) 記載の適正化

上記の変更に伴い、章番号、条番号、項番号及び号番号を変更する。また、その他記載の適正化を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 1 / 14 ）

別添

現 行	変更後	変更理由
<p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(30)</u> (略)</p> <p><u>(31)</u> 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p><u>(32)～(46)</u> (略)</p> <p><u>(47)</u> 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p><u>(48)～(53)</u> (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(30) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p><u>(31)</u> (略)</p> <p><u>(32)</u> 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計<u>並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(33)～(47)</u> (略)</p> <p><u>(48)</u> 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、<u>事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)</u>及び廃棄物管理施設に影響するおそれのある<u>その他自然災害が発生した場合(以下「その他自然災害発生時」という。)</u>における廃棄物管理施設の<u>保全のための活動を行う体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(49)～(54)</u> (略)</p> <p><u>(55)</u> 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止<u>その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)</u>を含む火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)<u>における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(56)</u> 防災施設課長は、<u>初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全設計上想定される事故等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に係る職務の追加
<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>①</u>ガラス固化体の受入れ計画</p> <p><u>②</u>第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>③</u>保安教育の実施計画</p> <p><u>④</u>第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑤</u>第59条に基づく定期的な評価の実施計画</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>①</u>火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画(火災防護計画)</p> <p><u>②</u>火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画</p> <p><u>③</u>火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画</p> <p><u>④</u>ガラス固化体の受入れ計画</p> <p><u>⑤</u>第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p><u>⑥</u>廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p><u>⑦</u>保安教育の実施計画</p> <p><u>⑧</u>定期的な評価の実施計画</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全設計上想定される事故等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備等に係る計画について、安全委員会審議対象に追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 2 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の<u>対応内容</u>に関すること</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p><u>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</u></p> <p><u>(2) 警報作動時の措置</u>に関すること</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p>第 12 条の 3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な 10 名以上の要員の常駐を含む。）</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表 2 の 2 に示す設備等を含む。）</u></p> <p><u>(4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第 11 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生時の体制の整備の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</u></p> <p>第 12 条の 4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。また、当該計画は、添付 1 に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p><u>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 土木建築技術課長は、第 1 項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</p> <p>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 3 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の5 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時の体制の整備の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(その他自然災害発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第12条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</u></p> <p><u>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> その他自然災害発生時の体制の整備の追加

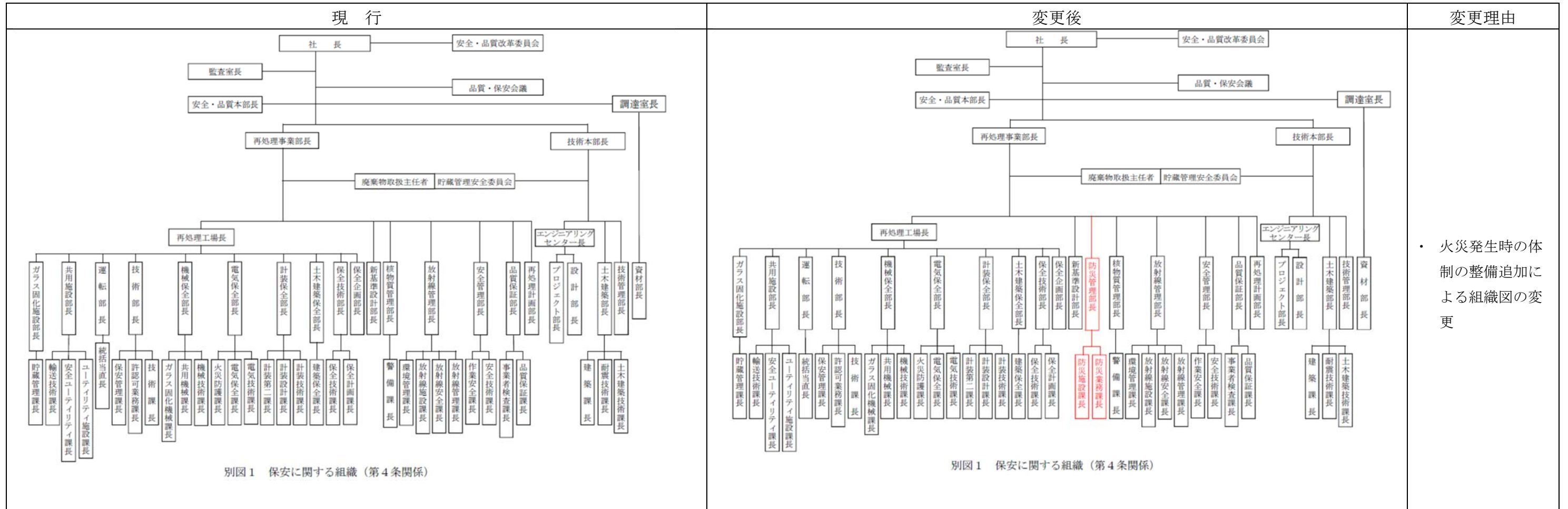
廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 4 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。</p> <p><u>(3) 貯蔵ピットの下部プレナム部に入域しての点検、工事等が必要になった場合に、点検、工事等の対象の貯蔵ピットに収納されているガラス固化体を、点検、工事等の間、当該貯蔵ピット以外の貯蔵ピットに移動が可能なことを確認すること。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p><u>6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u> <u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化</u> <u>体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(ガラス固化体の受入れ計画)</p> <p>第 13 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した年度ごとのガラス固化体受入れ計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 再処理計画部長は、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に受入れるガラス固化体の本数は、ガラス固化体受入れ設備の最大受入れ能力である年間 500 本を超えないこと。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設で管理するガラス固化体の本数がガラス固化体貯蔵設備の最大管理能力である 2,880 本 (ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟においてそれぞれ 1,440 本) を超えないこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (事業許可変更申請との整合)
<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講じること</u></p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合の措置の追加
<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は<u>添付 1</u>に示すものとする。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は<u>添付 2</u>に示すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示の追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 5 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第2項の測定結果を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。 ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。 ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p><u>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</u></p> <p><u>6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加 従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(通信連絡手順の整備)</u></p> <p><u>第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 通信連絡に係る手順整備の追加
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(安全避難通路等)</u></p> <p><u>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</u></p> <p><u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u></p> <p><u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全避難通路等に係る措置の追加
<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた<u>後、社長が指定する日より</u>施行する。</p> <p><u>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。</u></p> <p><u>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた<u>日から10日以内に</u>施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正による記載の変更

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表 (6 / 14)



・ 火災発生時の体制の整備追加による組織図の変更

別表2 巡視点検を行う設備等 (第11条関係)

対象設備*	巡視点検項目
1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無)
	(2) ガラス固化体検査室内の状況
2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)
3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)
4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)
5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無)
	(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態
6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無
7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況
8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無)
	建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)

別表2 巡視点検を行う設備等 (第11条関係)

対象設備* ¹	巡視点検項目* ²
1 ガラス固化体受入れ設備	(1) 輸送容器一時保管区域における輸送容器の保管状況等 (異常の有無)
	(2) ガラス固化体検査室内の状況
2 ガラス固化体貯蔵設備	(1) 貯蔵ピットの状況 (搬送室床面の収納管ふた等の状況)
3 計測制御設備	(1) 監視制御盤の状況、計測制御設備の指示値 (異常の有無)
4 放射線監視設備	(1) 放射線監視盤の状態及び指示値 (異常の有無)
5 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 送風機、排風機の運転状態 (異常の有無)
	(2) 汚染のおそれのある室の負圧及び高性能粒子フィルタ前後の差圧の状態
6 液体廃棄物の廃棄施設	(1) 漏えいの有無
7 固体廃棄物の廃棄施設	(1) 固体廃棄物の保管状況
8 その他	電気設備 (1) 予備電源用ディーゼル発電機及び電源盤の状況 (異常の有無)
	建物 (1) 外観 (建物の損傷の有無、冷却空気入口シャフトの異物の有無)

・ 有毒ガス及び化学物質の漏えいの影響が制御室に及ぶおそれがある場合の施設の監視に係る資機材の確保及び手順の整備の追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 7 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由											
<p>*：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>* <u>1</u>：対象設備のうち、建屋外の電気設備については統括当直長が、それ以外の設備については貯蔵管理課長が巡視点検を行う。</p> <p>* <u>2</u>：<u>有毒ガス、化学物質の漏えい等による影響が制御室に及ぶ場合に用いる資機材及び手順を整備し、施設の監視が実施できるようにする。</u></p>												
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>別表2の2 <u>初期消火活動に係る設備等（第12条の3関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1335 430 2062 619"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数 量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話*¹</td> <td>1回線*²</td> <td>貯蔵管理課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車*³</td> <td>1台*⁴</td> <td rowspan="2">防災施設課長</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* <u>1</u>：制御室内に設置。</p> <p>* <u>2</u>：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>* <u>3</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。</p> <p>* <u>4</u>：点検又は故障の場合は、* <u>3</u>に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数 量	担当課長	衛星電話* ¹	1回線* ²	貯蔵管理課長	化学消防自動車* ³	1台* ⁴	防災施設課長	泡消火薬剤	1,500リットル以上	<p>・ 火災発生時の体制の整備の追加</p>
設備等	数 量	担当課長											
衛星電話* ¹	1回線* ²	貯蔵管理課長											
化学消防自動車* ³	1台* ⁴	防災施設課長											
泡消火薬剤	1,500リットル以上												
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>添付1 <u>火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連）</u></p> <p><u>1 火災</u></p> <p><u>防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p>(3) <u>事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</u></p> <p><u>a. 火災予防活動に関する要員</u></p> <p><u>各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</u></p> <p><u>b. 初期消火要員</u></p> <p><u>通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</u></p> <p><u>c. 自衛消防隊</u></p> <p>(a) <u>火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</u></p> <p>(b) <u>自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</u></p> <p>(c) <u>消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消</u></p>	<p>・ 火災発生時の体制の整備の追加</p>											

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 8 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</u></p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(1) 火災防護教育</u></p> <p><u>防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</u></p> <p><u>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</u></p> <p><u>(2) 自衛消防隊による総合訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 操作員に対する教育訓練</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</u></p> <p><u>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</u></p> <p><u>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</u></p> <p><u>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</u></p> <p><u>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</u></p> <p><u>(d) 消火設備</u></p> <p><u>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</u></p> <p><u>(f) 火災影響評価</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</u></p> <p><u>(4) 消防訓練</u></p> <p><u>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>1. 3 資機材の配備</u></p> <p><u>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</u></p> <p><u>1. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 9 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>防護計画に以下の項目を含める。</u></p> <p><u>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</u></p> <p><u>b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</u></p> <p><u>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</u></p> <p><u>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 火災が発生していない平常時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p><u>b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p><u>(b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p><u>d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p><u>e. 消火活動</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p><u>f. 防火監視</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p><u>g. 可燃物の持込みと保管</u></p> <p><u>各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p> <p><u>h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 10 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</u></p> <p><u>i. 火気作業</u></p> <p><u>各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p><u>(a) 火気作業前の計画作成</u></p> <p><u>(b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p><u>(c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</u></p> <p><u>(d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p><u>(e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</u></p> <p><u>(f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</u></p> <p><u>(g) 火気作業に関する教育</u></p> <p><u>j. 化学薬品の取扱い及び保管</u></p> <p><u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p><u>k. 火災防護に必要な設備の機能維持</u></p> <p><u>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u></p> <p><u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p> <p><u>m. 消火活動に必要な設備の設置</u></p> <p><u>防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を設置する。</u></p> <p><u>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u></p> <p><u>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p><u>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p><u>p. 外部火災に対する消火活動</u></p> <p><u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p><u>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u></p> <p><u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p><u>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</u></p> <p><u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設</u></p>	

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 11 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>の安全機能への影響評価を実施する。</u></p> <p><u>1. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</u></p> <p><u>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>2 火山活動のモニタリング等</u></p> <p><u>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>2. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>2. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>2. 3 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p><u>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</u></p> <p><u>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</u></p> <p><u>(a) 対象火山の選定</u></p> <p><u>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</u></p> <p><u>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</u></p> <p><u>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</u></p> <p><u>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</u></p> <p><u>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</u></p> <p><u>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 12 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>2. 4 定期的な評価</u></p> <p>(1) <u>土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</u></p> <p>(2) <u>技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>3 火山影響等発生時</u></p> <p><u>技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) <u>事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) <u>事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</u></p> <p><u>3. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>3. 3 資機材の配備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</u></p> <p><u>3. 4 手順の整備</u></p> <p>(1) <u>各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 降下火砕物の侵入防止</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</u></p> <p>(b) <u>貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</u></p> <p><u>b. 降下火砕物の除去作業</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 火山影響等発生時の体制の整備の追加

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 13 / 14 ）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</u></p> <p><u>c. 制御室の居住性確保に関する対策</u></p> <p><u>(a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p><u>d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持</u></p> <p><u>貯蔵管理課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p><u>3. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、3. 1 から 3. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、3. 1 から 3. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</u></p>	
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>4 地震</u></p> <p><u>技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>4. 1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p><u>4. 2 教育訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>4. 3 資機材の配備</u></p>	<p>・ その他自然災害発生時の体制の整備の追加</p>

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（14 / 14）

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p><u>4. 4 手順の整備</u></p> <p><u>(1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</u></p> <p><u>a. 波及的影響防止</u></p> <p><u>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</u></p> <p><u>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。</u></p> <p><u>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</u></p> <p><u>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u></p> <p><u>イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u></p> <p><u>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</u></p> <p><u>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認</u></p> <p><u>貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</u></p> <p><u>4. 5 定期的な評価</u></p> <p><u>(1) 各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>添付1</u> 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき<u>保守</u>管理項目はなし</p>	<p><u>添付2</u> 長期施設管理方針 (第28条関連)</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期：2015年5月24日、適用期間：10年間)</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき<u>施設</u>管理項目はなし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化 ・ 誤記修正

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理
【廃棄物管理施設】

2021年1月29日

日本原燃株式会社

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）	添付書類五 1. 安全設計 1.1 安全設計の基本方針 (3)	廃棄物管理施設は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。クレーン等に使用する潤滑油や 그리스等の油脂類、電気盤等に使用する樹脂製部品やケーブル等において、不燃性又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、それに起因する火災が発生した場合においても、近傍の安全上重要な施設における火災の発生を防止するため、必要に応じて金属材料で覆う、離隔距離を確保する等の措置を講ずる設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の可燃性物質の持込みと保管等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1. 安全設計 1.1 安全設計の基本方針 (4)	廃棄物管理施設の安全性を損なわないように可燃物を管理する手順を火災防護計画にて整備するとともに、火災防護計画に基づいた消火活動を行うものとする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）に規定する。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ロ、廃棄物管理施設の一般構造 (3) 火災及び爆発の防止に関する構造 (i) 火災等による損傷の防止 (a) 基本事項 (二) 火災防護計画	廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うことについて定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 (4) 火災防護計画	その他の廃棄物管理施設については、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 (4) 火災防護計画	火災防護計画の策定に当たっては、「火災防護審査基準」の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。 a. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。 b. 火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器及び組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要要員の確保と教育・訓練の実施について定める。 c. 火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災及び爆発の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。 d. 火災防護計画は、廃棄物管理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。 (a) 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年12月6日原子力規制委員会規則第三十一号）（以下「事業許可基準規則」という。）第四条に基づく。c.で示す対策を定める。 (b) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高压ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の爆発、敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策を定める。 なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」に基づく火災防護対策を実施する。 (c) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的実施することを定める。 (d) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことにより、継続的な改善を図っていくことを定める。 (e) 火災防護計画は、再処理事業所廃棄物管理施設の「原子炉等規制法」第五十一条の第十八項の規定に基づく「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」（以下「保安規定」という。）に基づく文書として制定する。 (f) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要要領については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。 火災区域、火災区画については設工認において設定し、その後の運用をすることから、第2回申請とする。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） （つづき）	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.1 火災及び爆発の発生防止 1.4.1.1.1.1 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止 （2）可燃性蒸気・微粉の対策	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風及び拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気又は自然換気により滞留を防止する設計とする。	既規定	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の可燃性物質の持込みと保管等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.1 火災及び爆発の発生防止 1.4.1.1.1.1 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止 （4）水素対策	蓄電池については充電時において水素が発生するおそれがあることから機械換気及び自然換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするとともに、蓄電池室上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4v.o.l%の1/4以下で制御室に警報を発する設計とする。	第2回	水素漏えい検知器については、設工認及び設置工事を要することから、第2回の申請とする。
		蓄電池を設置する火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区画に可燃物を持ち込まないこととする。	既規定 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の可燃性物質の持込みと保管等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 （1）火災感知設備 a. 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化	可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない設備により早期感知が可能な区域火災及び爆発の発生を想定する室の火災及び爆発の感知については、多様性を確保し、火災検知器（熱電対）及び耐放射線性のITVカメラにて行う設計とする。	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の防火監視等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 （1）火災感知設備	火災報知盤 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に基づき、煙等の火災を模擬した試験を定期的に行う。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の火災防護に必要な設備の機能維持の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	本文 （3）火災及び爆発の防止に関する構造 （i）火災等による損傷の防止 （c）火災及び爆発の感知、消火 （イ）早期の火災及び爆発の感知及び消火 2）消火設備	消火水供給設備は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）、1.4（手順の整備）(2)に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 （2）消火設備 a. 消火設備について （b）想定する火災の性状に応じた消火剤容量	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定する火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 消火設備の消火剤は、想定する火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
		油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）を想定する発電機室には、消火性能の高い不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備（全域）を設置しており、「消防法施行規則」第十九条に基づき算出する必要量の消火剤を配備する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 （2）消火設備 a. 消火設備について （d）移動式消火設備の配備	火災時の消火活動のため、「消防法」による自衛消防の要求にて移動式消火設備を配備する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）に規定する。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） （つづき）	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知, 消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 (3) 消火設備 b. 消火剤に水を使用する消火設備について (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮	消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、再処理施設とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX燃料加工施設」という。）と共用し、「火災防護審査基準」をうけた消火活動2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火用水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）に基づき、品質マネジメント文書に規定する。 消火水供給設備の施設間の共用については、設工認において明確にし、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知, 消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 (3) 消火設備 b. 消火剤に水を使用する消火設備について (c) 消火用水の優先供給	消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の消火活動等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知, 消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 (3) 消火設備 b. 消火剤に水を使用する消火設備について (f) 他施設との共用	消火水供給設備は再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用し、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、再処理施設と共用する。 消火水供給設備においては、故障及びその他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障及びその他の異常による影響を局所化し、故障及びその他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	第2回 第2回	消火水供給設備の施設間の共用については、設工認において明確にし、その後の運用をすることから、第2回申請とする。 消火水供給設備の施設間の共用については、設工認において明確にし、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
	添付書類五 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知, 消火 1.4.1.1.2.2 自然現象の考慮 (5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策	想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害及び地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消火設備の性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化や、代替消火設備の配備等を行い、必要な性能を維持することとする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の火災防護に必要な設備の機能維持の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.2 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (2) 電気室	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の火気作業等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.2 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備	放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の固体廃棄物は、金属製容器に封入し、貯蔵する設計とする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
	添付書類五 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.3 体制	火災及び爆発の発生時において廃棄物管理施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び消火活動のための消火専門隊の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。自衛消防隊の体制を第1.4-1図に示す。廃棄物管理施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.1（要員の配置）に規定する。
	添付書類五 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.4 火災防護計画について	廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備については、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知・消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4に規定する。 第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。
		(1) 火災及び爆発が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。 a. 制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。 b. 消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。
		(2) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。 a. 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。 b. 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。 火災区域、火災区画については設工認において設定し、その後の運用をすることから、第2回申請とする。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） （つづき）		(3) 制御室における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。 a. 火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。 b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。 粉末消火器については、粉末消火器を設置するにあたり、配備設計（設置本数、設置範囲、設置方法等）が未検討であり、当該施設の設工認にも影響する内容であることから、第2回の申請とする。
		(4) 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。	第2回	水素漏えい検知器については、設工認及び設置工事を要することから、第2回の申請とする。
		(5) 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(6) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(7) 可燃性物質の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(8) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(9) 廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(10) 火災及び爆発の発生を防止するために、廃棄物管理施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。 a. 火気作業前の計画策定 b. 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 c. 火気作業後の確認事項（残り火の確認等） d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 e. 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等） f. 仮設ケーブル（電工ドラム含む）の使用制限 g. 火気作業に関する教育	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(11) 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(12) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(13) 火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(14) 火災時の消火活動のため、「消防法」による自衛消防の要求にて移動式消火設備を配備する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。
		(15) 運転員に対して、廃棄物管理施設内に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的に実施する。 a. 火災区域及び火災区画の設定 b. 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備 c. 火災及び爆発の発生防止対策 d. 火災感知設備 e. 消火設備 f. 火災及び爆発の影響軽減対策	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。 火災区域、火災区画については設工認において設定し、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
		(16) 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を定期的に実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 2（教育訓練の実施）に規定する。
	本文 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (ロ) 外部火災	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。	第2回	防火帯については、その確保のための工事が必要となり、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
	本文 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (ロ) 外部火災 添付書類五 1.6.1 構造設計等 c. 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象に対する設計方針 (a) 有毒ガス	有毒ガスが制御室に到達するおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1. 4（手順の整備）(2)に規定する。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定／許可基準規則条項	事業指定／許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（つづき）	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.1 外部火災防護に関する設計方針	外部火災防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない。	既規定	第4章（施設管理）にて、設備の維持管理について定めており、当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき、安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.3 森林火災 (6) 火災到達時間による消火活動	外部火災ガイドを参考として、F A R S I T Eにより、発火点から防火帯までの火災到達時間（5時間1分（発火点3））を算出する。敷地内には、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置及び大型化学消防車等を配備することで、森林火災が防火帯に到達するまでの間に敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班による消火活動が可能であり、万一の飛火等による火災の延焼を防止することで設計対処施設への影響を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 安全機能を有する施設のうち防火帯の外側に位置する環境モニタリング設備については、森林火災発生時は、自衛消防隊の消火班による事前散水により延焼防止を図ること及び代替設備を確保することにより、その機能を維持する設計とする。	第2回	防火帯については、その確保のための工事が必要となり、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.7 二次的影響評価	ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、施設の監視が適時可能なように、資機材を確保し手順を整備するものとする。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.8 体制	外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、廃棄物管理施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。自衛消防隊組織図を第1.6-17図に示す。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)の消火活動等の要求に基づき、品質マネジメント文書に規定する。
	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.9 火災防護計画を策定するための方針	外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。 (1) 外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法	既規定	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(1)に規定する。
		(2) 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.1（要員の配置）、1.3（資機材の配備）、1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(3) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(4) 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.1（要員の配置）、1.3（資機材の配備）、1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(5) 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.1（要員の配置）、1.2（教育訓練の実施）、1.4（手順の整備）に規定する。
		(6) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順	第1回 第2回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。 防火帯については、その確保のための工事が必要となり、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
		(7) 外部火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、溢水、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
	添付書類五 1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.10 手順等	外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガスへの対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。 以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。	第2回	防火帯については、その確保のための工事が必要となり、その後の運用をすることから、第2回申請とする。
		(2) 設計対処施設及び廃棄物管理施設の危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(3) 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消防車及びその他資機材の配備を実施する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.3（資機材の配備）に規定する。 なお、大型化学高所放水車は化学消防自動車、消防ポンプ付水槽車は動力ポンプ付き水槽車である。
		(4) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(5) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第1項、第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.2（教育訓練の実施）に規定する。
		(6) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する手順を定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(7) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことの影響評価を実施する手順を定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。
		(8) 外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する手順を定める。	第1回	第12条の3（火災発生時の体制の整備）第2項及び添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」1.4（手順の整備）(2)に規定する。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第4条 火災等による損傷の防止 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） （つづき）	本文 （6） その他の主要な構造 （i） 安全機能を有する施設 （a） 外部からの衝撃による損傷の防止 （ロ） 外部火災 添付書類五 1.6.9 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合 （3） 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災 b. 航空機墜落による火災	安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される航空機墜落による火災に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは航空機墜落による火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない。	既規定	第4章（施設管理）にて、設備の維持管理について定めており、当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき、安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
第6条 地震による損傷の防止	本文 ロ、廃棄物管理施設の一般構造 （4） 耐震構造 （viii） 波及的影響に係る設計方針 添付書類五 1.5 耐震設計及び耐津波設計 1.5.6 設計における留意事項 1.5.6.2 波及的影響	耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。 1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 2) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響 4) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響 これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。	第1回 第2回	第12条の6（その他自然災害発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」4. 4（手順の整備）に規定する。 設計に係る地震の波及的影響に係る新たな知見の収集、反映については、設工認及び使用前事業者検査等にて設計の妥当性を確認後の設計変更管理に係る運用であるため、第2回申請とする。
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）	本文 ロ、廃棄物管理施設の一般構造 （6） その他の主要な構造 （i） 安全機能を有する施設 （a） 外部からの衝撃による損傷の防止 （二） 火山の影響 添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.1 火山事象に関する設計方針	降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない。	既規定	第4章（施設管理）にて、設備の維持管理について定めており、当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき、安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
	本文 同上 添付書類五 1.6.8.5 設計対処施設の設計方針 1.6.8.5.1 直接的影響に対する設計方針 （3） 換気系に対する機械的影響（閉塞）	ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については、冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雷フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が侵入した場合でも、貯蔵ピットの下部には空間があり、冷却空気流路が直ちに閉塞することはない。また、必要に応じ点検用の開口部より、吸引による除灰を行う。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 4（手順の整備）(1)に規定する。
	本文 同上 添付書類五 1.6.8.5 設計対処施設の設計方針 1.6.8.5.1 直接的影響に対する設計方針 （4） 構造物及び換気系に対する化学的影響（腐食）	降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」5. 4（手順の整備）(1)に規定する。
	本文 同上 添付書類五 1.6.8.5 設計対処施設の設計方針 1.6.8.5.1 直接的影響に対する設計方針 （5） 制御室の大気汚染	敷地周辺の大気汚染に対しては、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。	既規定 第1回	第12条（操作上の一般事項）第1項にて、廃棄物管理施設の操作に係る手順書の作成を定めており、当該要求を受けた操作手順書に基づき、施設の監視を適時実施する。 資機材の確保については、第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第1項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 3（資機材の配備）に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 （1） 計画の策定	火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）において、廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。 火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第1項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 火山影響等発生時に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 （2） 要員の確保	火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）において、廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。 火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第1項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 1（要員の配置）に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 （3） 教育及び訓練	火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第1項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 2（教育訓練の実施）に規定する。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（つづき）	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 (4) 資機材の配備	火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第1項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 3（資機材の配備）に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 (5) 体制の整備	火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、溢水、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3（火山影響等発生時）に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.6 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針 (6) 定期的な評価	降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。	第1回 第2回	火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動の定期的な評価については、第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第3項、第4項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 5（定期的な評価）に規定する。 設計に係る火山影響評価の新たな知見の収集、反映については、設工認及び使用前事業者検査等にて設計の妥当性を確認後の設計変更管理に係る運用であるため、第2回申請とする。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.7 実施する主な手順 (1)	火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、廃棄物管理施設の運転に影響を及ぼすと予見される場合には、ガラス固化体の受入れを停止する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第5項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 6（廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置）に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.7 実施する主な手順 (2)	火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 4（手順の整備）(1)に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.7 実施する主な手順 (3)	火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。 降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 4（手順の整備）(1)に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.7 実施する主な手順 (4)	火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。 降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。	第1回	第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第2項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」3. 4（手順の整備）(1)に規定する。
	添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.1 火山事象に関する設計方針 1.6.8.8 火山の状態に応じた対処方針	十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。	第1回	第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）、第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第5項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」2（火山活動のモニタリング等）、3. 6（廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置）に規定する。
添付書類五 1.6.8 火山事象に関する設計 1.6.8.8 火山の状態に応じた対処方針	十和田及び八甲田山は、廃棄物管理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。 対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。 主な対処例を以下に示す。 (1) 換気設備の風量の低減措置及び外気の取り込みの停止 (2) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋に堆積した降下火砕物等の除去 (3) ガラス固化体の受入れの停止	第1回	第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）、第12条の5（火山影響等発生時の体制の整備）第5項、添付1「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応に係る実施基準」2（火山活動のモニタリング等）、3. 6（廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置）に規定する。	

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
<p>第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）</p>	<p>本文 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻</p> <p>添付書類六 1.6.6 竜巻防護に関する設計 1.6.6.3 設計荷重(竜巻)の設定 1.6.6.3.1 設計竜巻の設定 1.6.6.3.2 設計飛来物の設定</p>	<p>設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出し、設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る及び設計上考慮すべき飛来物を設定する。</p>	<p>第2回</p>	<p>竜巻防護設備について、設工認及び設置工事を要するとともに、竜巻防護対策として実施予定である車両の入構制限及び退避によって、安全性向上対策設備の設置工事へ影響を及ぼすことから早期の安全性向上対策設備の設置を目指すため、第2回申請とする。</p>
	<p>添付書類六 1.6.6 竜巻防護に関する設計 1.6.6.3 設計荷重(竜巻)の設定 1.6.6.6 手順等</p>	<p>衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるもの、資機材で飛来物となる可能性のあるものについては、固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。</p> <p>車両については、退避場所を周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設け、周辺防護区域内への入構を管理し、固縛又は退避を必要とする区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>		
	<p>添付書類六 1.6.6.3 設計荷重(竜巻)の設定 1.6.6.3.1 設計竜巻の設定 1.6.6.3.3 荷重の組合せと許容限界 (3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 b. 竜巻以外の自然現象による荷重</p>	<p>竜巻と同時に発生する自然現象については、継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。</p>		
	<p>添付書類六 1.6.6 竜巻防護に関する設計 1.6.6.6 手順等</p>	<p>車両については、周辺防護区域内への入構を管理し、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。</p> <p>飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間取るべき離隔距離を考慮して設定する。</p> <p>解析においては、フジタモデルを適用し、車両の最大飛来距離を求める。解析における不確実性を補うため、算出結果は170mであるが、離隔距離を200mとし、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。</p> <p>竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的実施する。</p>		
	<p>本文 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (イ) 竜巻</p> <p>添付書類六 1.6.6 竜巻防護に関する設計 1.6.6.1 竜巻防護に関する設計方針</p>	<p>竜巻に対する防護設計及び設計対処施設に含まれない安全機能を有する施設においては、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない。</p>		

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第9条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部衝撃)	本文 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (ホ) 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象 1) 風(台風) 2) 凍結 3) 高温 4) 降水 5) 積雪	安全機能を有する施設は, 風(台風)、凍結、高温、降水による浸水、積雪による荷重及び閉塞に対し, 安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで, その安全機能を損なわない。	既規定	第4章(施設管理)にて, 設備の維持管理について定めており, 当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき, 安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
	添付書類五 1.6 その他 1.6.1 構造設計等 a. 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針 (b) 凍結	屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより, 設計上考慮する外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。	既規定	第3章(廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理)、第4章(施設管理)にて, 設備の維持管理について定めており, 当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき, 安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
	本文 (ホ) 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象 7) 塩害 a. 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針 (h) 塩害 1.6 その他 1.6.1 構造設計等 a. 竜巻, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針 (h) 塩害	換気設備の給気系統等への粒子フィルタの設置, 直接外気を取り込む設備への防食処理及び電気設備の絶縁性の維持対策(碍子部分の絶縁を保つために洗浄)により, 安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。	既規定	第4章(施設管理)にて, 設備の維持管理について定めており, 当該要求を受けた品質マネジメント文書に基づき, 安全機能を有する施設についての機能維持、代替設備による必要な機能確保、安全上支障がない期間での修理等を適切に実施する。
	本文 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (ト) 航空機落下, 爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 1) 有毒ガス 3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 1.6.1 構造設計等 c. 航空機落下, 爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象に対する設計方針 (a) 有毒ガス (c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい	安全機能を有する施設は, 再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガス、ばい煙及び化学物質の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。廃棄物管理施設は, 想定される有毒ガス及び化学物質の漏えいが発生した場合にも施設の監視が適時実施できるように, 資機材を確保し手順を整備するものとする。	第1回	別表2 巡視点検を行う設備等(第11条関係)に規定する。
第16条 放射線施設管理	本文 (6) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (i) 放射線管理施設 (ハ) 添付書類六 1.6.9 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合 (放射線管理施設) <適合のための設計方針> 第三号について	管理区域における外部放射線に係る線量当量率, 空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を管理区域入口付近に表示する設計とする。	第1回	第41条(線量当量等の測定)第5項に規定する。

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
第16条 放射線施設管理 (つづき)		大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量や、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が認識できる場所に表示する設計とする。	第1回	第31条(放射性気体廃棄物)第4項及び第41条(線量当量等の測定)第6項に規定する。
	添付書類六 2. 施設の放射線管理 2.2 管理区域の管理 2.2.4 線量当量率等の測定	管理区域における外部放射線に係る線量当量率等を管理区域入口付近に表示する。	第1回	第41条(線量当量等の測定)第5項に規定する。
	添付書類六 2.5 放射性廃棄物の放出管理 3. 周辺監視区域境界の放射線監視	測定した放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を、従業者が安全に認識できる場所に表示する。	第1回	第31条(放射性気体廃棄物)第4項及び第41条(線量当量等の測定)第6項に規定する。
第18条 予備電源	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (ii) 電気設備	廃棄物管理施設の電力は、外部から再処理施設の電気設備の一部を共用して受電する設計とし、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	既規定	第12条(操作上の一般事項)第1項にて、廃棄物管理施設の操作に係る手順書の作成を定めており、当該要求を受けた操作手順書に基づき、廃棄物管理施設の操作及び異常時の操作を実施する。
	添付書類五 7.5.3 電気設備 7.5.3.2 設計方針	電気設備のうち再処理施設と共用する燃料貯蔵設備は、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止するとともに、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	既規定	第12条(操作上の一般事項)第1項にて、廃棄物管理施設の操作に係る手順書の作成を定めており、当該要求を受けた操作手順書に基づき、廃棄物管理施設の操作及び異常時の操作を実施する。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (ii) 電気設備	予備電源用ディーゼル発電機を使用不能な状態にする場合は、監視設備その他必要な設備に給電可能とするための措置を講ずることを手順に定める。	第1回	第25条(作業管理)第2項に規定する。
	添付書類五 7.5.3 電気設備 7.5.3.4 主要設備	廃棄物管理施設の電力は、460Vに降圧した後、施設内の各負荷へ給電する。	既規定	第12条(操作上の一般事項)第1項にて、廃棄物管理施設の操作に係る手順書の作成を定めており、当該要求を受けた操作手順書に基づき、廃棄物管理施設の操作を実施する。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (ii) 電気設備	電気設備の一部は、再処理施設と共用する。	既規定	別表1(施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)に規定している。
第19条 通信連絡設備	本文 ロ、廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な事項 (iii) 通信連絡設備	通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。	第1回	第49条の2(通信連絡手順の整備)に規定する。
	添付書類五 7.5.4 通信連絡設備 7.5.4.6 手順等	所外通信連絡設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。	第1回	第49条の2(通信連絡手順の整備)に規定する。
		社内外の関係先へ、的確、かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。	既規定	第58条(非常時訓練)に規定している。
その他 共用	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (i) 火災防護設備(消防用設備) 添付書類五 1. 安全設計 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 b. 消火剤に水を使用する消火設備について (f) 他施設との共用	屋外消火栓の一部、防火水槽の一部は再処理施設と共用し、消火水供給設備は再処理施設及びM O X燃料加工施設と共用する。共用する設備は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。 M O X燃料加工施設との施設間の共用については、M O X加工施設の運用開始に合わせてのことから、第2回申請とする。	第2回	消火水供給設備設備の施設間の共用については、設工認において明確にし、その後の運用をすることから、第2回申請とする。 M O X燃料加工施設との施設間の共用については、M O X加工施設の運用開始に合わせてのことから、第2回申請とする。

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
その他 共用 (つづき)	添付書類五 1. 安全設計 1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 1.4.1.1 基本事項 1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知, 消火 1.4.1.1.2.1 早期の火災及び爆発の感知及び消火 b. 消火剤に水を使用する消火設備について (f) 他施設との共用	消火水供給設備においては, 故障及びその他の異常が発生した場合でも, 弁を閉止することにより故障及びその他の異常による影響を局所化し, 故障及びその他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	第2回	消火水供給設備設備の施設間の共用については, 設工認において明確にし, その後の運用をすることから, 第2回申請とする。 MOX燃料加工施設との施設間の共用については, MOX加工施設の運用開始に合わせることから, 第2回申請とする。
	添付書類五 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.1 概要	放射線管理設備の一部は, 再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。	-	当該共用に関し, 運用における措置はない。
	添付書類五 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.2 設計方針 (8)	再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する放射線管理施設は, 仕様及び運用を各施設で同一とし, 管理区域, 周辺監視区域等が同等の測定対象等の共有化や必要な容量を確保することで, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	-	当該共用に関し, 運用における措置はない。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置, 構造及び設備 へ、放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (i) 出入管理関係設備 添付書類五 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.3 主要設備の仕様 6.2.4 主要設備 (1) 出入管理関係設備 a. 出入管理設備	出入管理設備の一部は, 再処理施設と共用する。共用する設備は, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	当該共用に関し, 運用における措置はない。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置, 構造及び設備 へ、放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類 (i) 放射線監視設備 添付書類五 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.3 主要設備の仕様 6.2.4 主要設備 (3) 放射線監視設備 b. 屋外モニタリング設備	環境モニタリング設備の積算線量計及び気象観測機器は, 再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。共用する設備は, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	-	当該共用に関し, 運用における措置はない。
	本文 四、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置, 構造及び設備 へ、放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (iv) 個人管理用設備 添付書類五 6. 放射線管理施設 6.2 放射線管理設備 6.2.3 主要設備の仕様 6.2.4 主要設備 (4) 個人管理用設備	個人線量計及びホールボディカウンタは, 再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。共用する設備は, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	-	当該共用に関し, 運用における措置はない。
	添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.2 消防用設備 7.5.2.2 設計方針 (3)	消火水供給設備においては, 故障その他の異常が発生した場合でも, 弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し, 故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	第2回	消火水供給設備設備の施設間の共用については, 設工認において明確にし, その後の運用をすることから, 第2回申請とする。 MOX燃料加工施設との施設間の共用については, MOX加工施設の運用開始に合わせることから, 第2回申請とする。
	添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.3 電気設備 7.5.3.1 概要 7.5.3.2 設計方針 (5)	電気設備の一部は, 再処理施設と共用する。 電気設備のうち再処理施設と共用する燃料貯蔵設備は, 再処理施設において, 故障その他の異常が発生した場合でも, 弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し, 故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止するとともに, 再処理施設における使用を想定しても, 廃棄物管理施設に十分な燃料を供給できる容量を確保することで, 共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	既規定 第2回	第3章(再処理施設の操作)の要求を受けた品質マネジメント文書に基づき他施設の異常時に影響が生じないよう管理を実施している。 MOX燃料加工施設との施設間の共用については, MOX加工施設の運用開始に合わせることから, 第2回申請とする

事業変更許可から保安規定への反映事項の整理【廃棄物管理施設】

指定/許可基準規則条項	事業指定/許可申請書 該当箇所	要求事項	申請時期	内容
その他 共用 (つづき)	本文 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な事項 (iii) 通信連絡設備 添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.4 通信連絡設備 7.5.4.1 概要	所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。共用する所内通信連絡設備は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	第2回	通信連絡設備について、設工認及び設置工事を要することから、第2回申請とする。
	本文 ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (6) その他の主要な事項 (iii) 通信連絡設備 添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.4 通信連絡設備 7.5.4.4 主要設備 (1) 警報装置及び所内通信連絡設備	ページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。	第2回	通信連絡設備について、設工認及び設置工事を要することから、第2回申請とする。
	添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.6 給水処理設備 7.5.6.2 設計方針 (3)	本設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における使用を想定しても、廃棄物管理施設に十分なる過水を供給できる容量を確保し、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	既規定 第2回	第3章（再処理施設の操作）の要求を受けた品質マネジメント文書に基づき他施設の異常時に影響が生じないよう管理を実施している。 MOX燃料加工施設との施設間の共用については、MOX加工施設の運用開始に合わせてことから、第2回申請とする。
	添付書類五 7. その他廃棄物管理設備の附属施設 7.5 その他設備 7.5.7 蒸気供給設備 7.5.7.2 設計方針 (2)	本設備は、再処理施設における使用を想定しても、廃棄物管理施設に十分な蒸気を供給できる容量を確保し、故障その他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し、故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	既規定	第3章（再処理施設の操作）の要求を受けた品質マネジメント文書に基づき他施設の異常時に影響が生じないよう管理を実施している。
	本文 四. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法 A. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備 ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 気体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造	北換気筒（ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒）の一部は、再処理施設と共用する。共用する設備は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	-	当該共用に関し、運用における措置はない。